

日行連発第 686 号
令和 3 年 8 月 30 日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊
国際・企業経営業務部
部長 水野 晴夫

駐日大韓民国領事館における委任による家族関係登録簿申請について（周知）

東京都行政書士会国際部より、駐日大韓民国領事館における委任による家族関係登録簿申請について、情報提供がありました。

詳細は、別添資料（東京都行政書士会からの提供資料）をご確認ください。

なお、本件については、会員専用サイト連 con にも掲載しておりますので、貴会会員への周知のほど、よろしくお願い申し上げます。

記

<会員専用サイト連 con>

<https://www.gyosei.or.jp/members/#/comments/612c8db244241543ea4d30d2>

掲載場所：HOME > 業務関連情報 国際部門 > 【周知】駐日大韓民国領事館における委任による家族関係登録簿申請について

別紙：【緊急告知】駐日大韓民国領事館における委任による家族関係登録簿申請について（東京都行政書士会からの提供資料）

以上

緊急告知

駐日大韓民国領事館における委任による家族関係登録簿申請について

令和3年8月26日東京都行政書士会国際部は、駐日本国大韓民国大使館領事部戸籍担当領事と面談しました。

駐日本国大韓民国大使館領事部から、「家族関係登録等に関する法律」第14条及び「家族関係登録等に関する規則」第19条に基づく各種証明書の代理取得について、次の非行に対する厳重注意を受けると共に、令和3年9月1日以降、当該行為が改善されない場合には問題のある会員の氏名を本会に通報すると同時に、当該会員に対して駐日本国大韓民国領事館での各種証明書の代理取得申請を一切認めないとする方針が示されました。

なお、詳細は、大韓民国大使館領事部から追って公文が通知される予定です。

- ①偽変造した委任状を提示のうえ、家族関係証明書等各種証明書を取得しようとする行為（未遂）
又は取得行為（既遂）
- ②窓口業務担当者に対する精神的苦痛を与える暴言、恫喝、法律相談の持ちかけ、多量の資料を提示した相談の強要、大韓民国の法令根拠資料提示の強要、その他窓口業務の妨害と思慮される一切の行為
- ③復委任による代理申請（登録された補助者を除く。）
例 ブローカーへの再委任。無資格の一般人への再委託。

上記禁止事項が改善されない場合には、代理申請を一切禁止するとも通告されました。

大韓民国大使館領事部で発給される大韓民国国民の各種身分証明書の発給は、日本の国家資格者に代理を認めないのが原則であり、日本に在留する大韓民国国民の利便性等を考慮して、行政書士等の士業にも代理申請を認めていたり運用に過ぎません。会員各位はこの点を十分に認識してください。

<参考：韓国大使館ホームページ>

●委任による家族関係登録簿等申請に関する案内

https://overseas.mofa.go.kr/jp-ja/brd/m_11900/view.do?seq=760726&srchFr=&srchTo=&srchWord=&srchTp=&multi_itm_seq=0&itm_seq_1=0&itm_seq_2=0&company_cd=&company_nm=&page=1

●家族関係登録簿等証明書 郵便申請のご案内

https://overseas.mofa.go.kr/jp-ja/brd/m_11900/view.do?seq=760722&srchFr=&srchTo=&srchWord=&srchTp=&multi_itm_seq=0&itm_seq_1=0&itm_seq_2=0&company_cd=&company_nm=&page=1